

第3章 都市公園技術標準

第1節 総 則

1 都市公園の技術標準取り扱いについて

本標準は都市公園における施設の一般的標準を定め、その合理的な計画、設計、施工及び管理に資することを目的とする。 技術標準については、都市公園技術標準解説書による。

2 適用範囲

各節記載の適用範囲を参照のこと。

ただし、地域の特性その他の事情により不相当と認められる場合は、この標準によらないことができる。

3 設計基準等

都市公園事業で使用する主な基準及び資料は下記のとおりである。

適用基準等

名称	発行所名	発行年月
公共用緑化樹木の品質寸法規格基準の解説	日本緑化センター	H 2 1 . 2
舗装設計便覧	日本道路協会	H 1 8 . 3
透水性舗装ガイドブック	日本道路協会	H 1 9 . 3
屋外体育施設の設計指針	日本体育施設協会	H 2 4 . 5
都市公園におけるゆったりトイレの指針	日本公園緑地協会	H 8 . 5
防災公園計画・設計ガイドライン	都市緑化技術開発機構	H 1 1 . 8
公園・緑地・公告必携	ぎょうせい	H 2 5 . 3
都市公園技術標準解説書	日本公園緑地協会	H 2 5 . 6
造園施工管理 技術編・法規編	日本公園緑地協会	H 2 3 . 4
公園緑地マニュアル	日本公園緑地協会	H 2 4 . 6
続・防災公園技術ハンドブック	都市緑化技術開発機構	H 1 7 . 1 0
公園・緑地の維持管理と積算	経済調査会	H 1 7 . 2
都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン	都市・地域整備局	H 2 4 . 3
遊具の安全に関する基準	日本公園施設業協会	H 2 0 . 8
都市公園における遊具の安全確保に関する指針	国土交通省	H 2 0 . 8

第2節 都市公園移動等円滑化基準に関する長野県都市公園 条例及び規則について

1 経 過

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第105号。「第2次一括法」という。）が平成23年8月30日に公布され、同法による高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第61号。以下、「バリアフリー法」という。）及び移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める省令（平成18年国土交通省令第115号。以下、「移動等円滑化基準省令」という。）が改正され、平成24年4月1日から施行された。

これに伴い、バリアフリー法第13条第1項及び同条第2項により、特定公園施設の新設、増設又は改築を行うに当たって適合させなければならない移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準のうち、地方公共団体の設置に係る都市公園については、国が省令（「移動等円滑化基準省令」）で定める基準を参酌して、当該公園施設の公園管理者等である地方公共団体の条例で定めることとされた。

これを受けて長野県では「長野県都市公園条例」を改正し、詳細基準を「長野県都市公園規則」に規定した。（平成25年4月1日施行）

2 都市公園の移動等円滑化整備ガイドラインについて

バリアフリー法に基づく都市公園における移動等円滑化に係る整備の内容・考え方については、「都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン（国土交通省）」を参考とすること。

3 長野県都市公園条例（抜粋）（平成25年4月1日施行）

（公園施設の基準）

第4条の3

2 移動等円滑化法第13条第1項の条例で定める基準は、次に掲げる公園施設について、都市公園内における高齢者、障害者等の移動上及び公園施設の利用上の利便性及び安全性の向上に資するものとなることを考慮して規則で定める。

(1) 都市公園の出入口と次号から第6号までに掲げる公園施設（以下この号において「休憩所等」という。）との間の経路及び第3号に掲げる駐車場と休憩所等（当該駐車場を除く。）との間の経路を構成する園路及び広場

(2) 休憩所

- (3) 駐車場
- (4) 便所
- (5) 管理事務所
- (6) その他規則で定める公園施設

4 長野県都市公園規則（抜粋）（平成25年4月1日施行）

（公園施設の基準）

第1条の2

2 条例第4条の3第2項第6号の規則で定める公園施設は、次に掲げる公園施設とする。

- (1) 屋根付広場
- (2) 野外劇場
- (3) 野外音楽堂
- (4) 水飲場
- (5) 手洗場
- (6) 掲示版
- (7) 標識

3 条例第4条の3第2項の規定により定める基準は、別表第1のとおりとする。ただし、災害等のため一時使用する公園施設については、当該基準によらないことができる。

（別表第1）（第1条の2関係）

1 園路及び広場

不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する園路及び広場を設ける場合は、これらのうち1以上のものは、次に定める基準に適合するものであること。

(1) 出入口は、次に定める基準に適合するものであること。

ア 幅は、120センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、90センチメートル以上とすることができる。

イ 車止めを設ける場合は、当該車止めの相互の間隔のうち1以上は、90センチメートル以上とすること。

ウ 出入口からの水平距離が150センチメートル以上の水平面を確保すること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

エ オに規定する場合を除き、車いす使用者が通過する際に支障となる段がないこと。

オ 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路（その踊場を

含む。以下同じ。)を併設すること。

(2) 通路は、次に定める基準に適合するものであること。

ア 幅は、180センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、通路の末端の付近の広さを車いすの転回に支障のないものとし、かつ、50メートル以内ごとに車いすが転回することができる広さの場所を設けた上で、幅を120センチメートル以上とすることができる。

イ ウに規定する場合を除き、車いす使用者が通過する際に支障となる段がないこと。

ウ 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設すること。

エ 縦断勾配は、5パーセント以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、8パーセント以下とすることができる。

オ 横断勾配は、1パーセント以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、2パーセント以下とすることができる。

カ 路面は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。

キ 園路の排水施設に蓋を設ける場合にあつては、その蓋は、つえ及び車いすのキャスターが落ち込まず、かつ、滑りにくいものであること。

ク 縁石を切り下げの場合は、切下部分の長さは120センチメートル以上とし、当該切下部分に接する部分の勾配は8パーセント以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

(3) 階段(その踊場を含む。以下同じ。)は、次に定める基準に適合するものであること。

ア 手すりが両側に設けられていること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

イ 手すりの端部の付近には、階段の通ずる場所を示す点字を貼り付けること。

ウ 回り段がないこと。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

エ 踏面は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。

オ 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものが設けられていない構造のものであること。

カ 階段の両側には、立ち上がり部が設けられていること。ただし、側面が壁面である場合は、この限りでない。

キ 踏面の色を蹴上げの色と明度の差の大きいものとするなどにより段を識別しやすいものとする。

- ク 階段の上端に近接する通路等の部分には、注意喚起用敷設材等を設けること。
- (4) 階段を設ける場合は、傾斜路を併設すること。ただし、地形の状況その他の特別の理由により傾斜路を設けることが困難である場合は、エレベーター、エスカレーターその他の昇降機であって高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造のものを設けることによりこれに代えることができる。
- (5) 傾斜路（階段若しくは段に代わり設けるもの又はこれらに併設するものに限る。）は、次に定める基準に適合するものであること。
- ア 幅は、120センチメートル以上とすること。ただし、階段又は段に併設する場合は、90センチメートル以上とすることができる。
- イ 縦断勾配は、8パーセント以下とすること。
- ウ 横断勾配は、設けないこと。
- エ 路面は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。
- オ 高さが75センチメートルを超える傾斜路にあつては、高さ75センチメートル以内ごとに踏幅150センチメートル以上の踊場が設けられていること。
- カ 手すりが両側に設けられていること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。
- キ 傾斜路の両側には、立ち上がり部が設けられていること。ただし、側面が壁面である場合は、この限りでない。
- (6) 高齢者、障害者等が転落するおそれのある場所には、視覚障害者誘導用ブロック（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）第11条第2号に規定する点状ブロック等及び同令第21条第2項第1号に規定する線状ブロック等をいう。以下同じ。）を適切に組み合わせて路面に敷設することその他さく等の高齢者、障害者等の転落を防止するための設備が設けられていること。
- (7) 2から8までに規定する施設であつてこれらの規定による基準を満たすものうちそれぞれ1以上のもの及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成18年国土交通省令第110号）第2条第2項に定める主要な公園施設に接続していること。

2 屋根付広場

不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する屋根付広場を設ける場合は、そのうち1以上のものは、次に定める基準に適合するものであること。

- (1) 出入口は、次に定める基準に適合するものであること。
- ア 幅は、120センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、80センチメートル以上とすることができる。

イ ウに規定する場合を除き、車いす使用者が通過する際に支障となる段がないこと。

ウ 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設すること。

(2) 車いす使用者の円滑な利用に適した広さが確保されていること。

3 休憩所及び管理事務所

不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する休憩所及び管理事務所を設ける場合は、当該休憩所のうち1以上のもの及び当該管理事務所は、次に定める基準に適合するものであること。

(1) 出入口は、次に定める基準に適合するものであること。

ア 幅は、120センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、80センチメートル以上とすることができる。

イ ウに規定する場合を除き、車いす使用者が通過する際に支障となる段がないこと。

ウ 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設すること。

エ 戸を設ける場合にあつては、その戸は、次に定める基準に適合するものであること。

(ア) 幅は、80センチメートル以上とすること。

(イ) 高齢者、障害者等が容易に開閉して通過することができる構造のものであること。

(2) カウンターを設ける場合にあつては、そのうち1以上のものは、車いす使用者の円滑な利用に適した構造のものであること。ただし、常時勤務する者が容易にカウンターの前に出て対応することができる構造である場合は、この限りでない。

(3) 車いす使用者の円滑な利用に適した広さが確保されていること。

(4) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合は、そのうち1以上のものは、6の(2)及び(3)に定める基準に適合するものであること。

4 野外劇場及び野外音楽堂

(1) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する野外劇場及び野外音楽堂は、次に定める基準に適合するものであること。

ア 出入口は、1の(1)のアに定める基準に適合するものであること。

イ 出入口とウの観覧スペース及びエの便所との間の経路を構成する通路は、次に定める基準に適合するものであること。

(ア) 幅は、120センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、通路の末端の付近の広さを車いすの転回に支障のないものとし、た上で、80センチメートル以上とすることができる。

- (イ) (ウ)に規定する場合を除き、車いす使用者が通過する際に支障となる段がないこと。
 - (ウ) 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設すること。
 - (エ) 縦断勾配は、5パーセント以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、8パーセント以下とすることができる。
 - (オ) 横断勾配は、1パーセント以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、2パーセント以下とすることができる。
 - (カ) 路面は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。
 - (キ) 高齢者、障害者等が転落するおそれのある場所には、視覚障害者誘導用ブロックを適切に組み合わせて路面に敷設することその他さく等の高齢者、障害者等の転落を防止するための設備が設けられていること。
- ウ 収容定員が200以下の場合には当該収容定員に50分の1を乗じて得た数以上、収容定員が200を超える場合は当該収容定員に100分の1を乗じた数に2を加えて得た数以上の車いす使用者が円滑に利用することができる観覧スペースを設けること。
- エ 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合は、そのうち1以上のものは、6の(2)及び(3)に定める基準に適合するものであること。
- (2) (1)のウの観覧スペースは、次に定める基準に適合するものであること。
- ア 幅は90センチメートル以上とし、奥行きは120センチメートル以上とすること。
 - イ 車いす使用者が利用する際に支障となる段がないこと。
 - ウ 車いす使用者が転落するおそれのある場所には、さくその他の車いす使用者の転落を防止するための設備が設けられていること。

5 駐車場

- (1) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する駐車場を設ける場合は、そのうち1以上のものは、その全駐車台数が200以下の場合には当該駐車台数に50分の1を乗じて得た数以上、その全駐車台数が200を超える場合は当該駐車台数に100分の1を乗じた数に2を加えて得た数以上の車いす使用者が円滑に利用することができる駐車施設（以下「車いす使用者用駐車施設」という。）を設けること。ただし、専ら大型自動二輪車及び普通自動二輪車（いずれも側車付きのものを除く。）の駐車のための駐車場については、この限りでない。
- (2) 車いす使用者用駐車施設は、次に定める基準に適合するものであること。
- ア 1の(1)の出入口と車いす使用者用駐車施設との間の経路（エの通路を含むものに限る。）の距離ができるだけ短くなる位置に設けること。
 - イ 幅は、350センチメートル以上とすること。

- ウ 車いす使用者用駐車施設又はその付近に、車いす使用者用駐車施設の表示をすること。
- エ アの経路のうち駐車場内の通路は、次に定める基準に適合するものであること。
 - (ア) 幅は、120センチメートル以上とすること。
 - (イ) 出入口と車いす使用者用駐車施設との間に高低差がある場合であって傾斜路を設けることが困難であるときは、エレベーターその他の昇降機であって高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造のものを設けること。
 - (ウ) 通路の排水施設に蓋を設ける場合にあつては、その蓋は、つえ及び車いすのキャスターが落ち込まず、かつ、滑りにくいものであること。
 - (エ) 路面は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。
 - (オ) 段を設ける場合にあつては、その段は、1の(3)のアからキまでに定める基準に適合するものであること。

6 便所

- (1) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所は、次に定める基準に適合するものであること。
 - ア 床の表面は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。
 - イ 男子用小便器を設ける場合は、そのうち1以上のものは、床置き小便器又は受け口の高さが35センチメートル以下の壁掛式小便器（以下「床置き小便器等」という。）であること。
 - ウ 床置き小便器等には、手すりが設けられていること。
 - エ 当該便所のうち1以上のものは、次に定める基準のいずれかに適合するものであること。
 - (ア) 便所（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれの便所）内に高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する便房が設けられていること。
 - (イ) 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造のものであること。
- (2) (1)のエの(ア)の便房が設けられた便所は、次に定める基準に適合するものであること。
 - ア 出入口は、次に定める基準に適合するものであること。
 - (ア) 幅は、80センチメートル以上とすること。
 - (イ) (ウ)に規定する場合を除き、車いす使用者が通過する際に支障となる段がないこと。
 - (ウ) 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設すること。
 - (エ) 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造の便房が設けられていることを表示する標識が設けられていること。
 - (オ) 戸を設ける場合にあつては、その戸は、次に定める基準に適合するものであること。
 - a 幅は、80センチメートル以上とすること。

- b 高齢者、障害者等が容易に開閉して通過することができる構造のものであること。
- イ 車いす使用者の円滑な利用に適した広さが確保されていること。
- ウ 当該便房は、次に定める基準に適合するものであること。
 - (ア) 出入口には、車いす使用者が通過する際に支障となる段がないこと。
 - (イ) 出入口には、当該便房が高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造のものであることを表示する標識が設けられていること。
 - (ウ) 腰掛便座及び手すりが設けられていること。
 - (エ) 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造の水洗器具が設けられていること。
 - (オ) アの(ア)及び(オ)並びにイに定める基準に適合するものであること。
- (3) (1)のエの(イ)の便所は、次に定める基準に適合するものであること。
 - ア (2)のアの(ア)から(ウ)まで及び(オ)、イ並びにウの(ウ)及び(エ)に定める基準に適合するものであること。
 - イ 出入口には、当該便所が高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造のものであることを表示する標識が設けられていること。

7 水飲場及び手洗場

不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する水飲場及び手洗場を設ける場合は、これらのうちそれぞれ1以上のものは、高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造のものであること。

8 掲示板及び標識

- (1) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する掲示板及び標識は、次に定める基準に適合するものであること。
 - ア 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造のものであること。
 - イ 当該掲示板及び標識に表示された内容が容易に識別できるものであること。
 - ウ 1の(1)の出入口等に、利用者の通行の支障とならないよう、高齢者、障害者等の利用に配慮して設置すること。
- (2) 1から8までに定める基準を満たす公園施設の配置を表示した標識を設ける場合にあっては、そのうち1以上のものは、1の(1)の出入口の付近に設けること。